

「建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針」(H20.3.24策定)における
事故発生時における報告対象建築物等一覧

土木部建築住宅課

所有者 (管理者)	区分	用途	規模
民間建築物 及び市町村 (松江市・出 雲市を除く。) の建築物・昇 降機等 (注1)	表1 特殊建築物	劇場、映画館又は演芸場	床面積200㎡超え又はその用途が3階以上
		観覧場、公会堂又は集会場	
		病院、診療所	床面積300㎡超え又はその用途が3階以上
		旅館又はホテル	
		学校	床面積2000㎡超え又はその用途が3階以上
		百貨店、マーケット、公衆浴場	床面積500㎡超え又はその用途が3階以上
		キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、待合、料理店、飲食店 (注:松江市のみ対象)	床面積300㎡超えかつその用途が3階以上
	表2 昇降機等	エレベーター	—
		エスカレーター	—
		高架遊戯施設	ウオーターシュート、コースターその他これらに類するもの
原動機使用回転運動遊戯施設		メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類するもの	
国・県・松江市・出雲市の 建築物・昇降 機等 (注2)	表3 特殊建築物	表1の用途	床面積100㎡超え
		下宿、共同住宅、寄宿舍、体育館、ダンスホール、遊戯場、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場その他これに類するもの	
	その他	事務所その他これに類するもの	1000㎡超えかつ階数5以上
	表4 昇降機等	表2の用途	—
		その他	建築設備

(注1) 建築基準法第12条第1項、第3項に規定するもの

(注2) 建築基準法第12条第2項、第4項に規定するもの